平成２５年（フ）第１９１号
千葉県富里市七栄646番地817
破産者　岩瀬　真代
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２３８号
東京都豊島区南大塚１丁目60番20号206
破産者　株式会社メッツ
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２号
沖縄県沖縄市明道１丁目19番１号　田場アパート２階
破産者　株式会社明道コーポレーション（旧商号株式会社アクティム沖縄）
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３８５号
北海道深川市一已町字一已3147番地10
破産者　有限会社統栄鉄筋
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５９２号
仙台市若林区連坊１丁目８番８号
破産者　株式会社大昌
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
群馬県前橋市元総社町２丁目22―13　メゾンプルミエ301号、開始決定時及び住民票記載の住所群馬県前橋市元総社町780番地２
フォルツェ・ラフィーノＢ―103号
破産者　野口　郁弥
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５号
群馬県吾妻郡長野原町大字古森21番地の１
破産者　平石建設株式会社
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４８０号
埼玉県坂戸市大字塚越1416番地30
破産者　株式会社川部設計事務所
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５７５号
埼玉県ふじみ野市西１―８―２―106、商業登記簿上の本店所在地埼玉県入間郡三芳町大字上富字上永久保1793番地１
破産者　有限会社Ａ・１
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４８号
千葉県印西市荒野902番地
破産者　飯高　研治
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１０９９４号
東京都江東区豊洲４―11―５―1907、開始決定時の住所東京都中央区佃２丁目２―11―2011
破産者　太田信永こと　宋　　信永
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３号
東京都千代田区神田神保町３丁目７番地１
ニュー九段ビル３階
破産者　株式会社リビエラ・コンサルタンツ
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６０号
東京都町田市常盤町2961番地６さくら104
破産者　太田　祐介
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１６号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野89番地
破産者　株式会社稲葉組
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４５１号
神奈川県足柄上郡大井町金子2916番地３
破産者　有限会社井手組
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４５８号
埼玉県行田市藤原町２丁目28番地４
破産者　有限会社岩田商運
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６１７号
神奈川県伊勢原市高森２丁目10番１号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目18番14号
破産者　株式会社湘南ハウス
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４０２号
名古屋市緑区鳴海町字中汐田146番地
破産者　有限会社三基化成工業
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４２４号
名古屋市熱田区三本松町22番５―105号
破産者　都市工営株式会社
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５号
三重県名張市美旗町池の台東206番地
破産者　有限会社テスコ
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第５７０４号
大阪市都島区片町２丁目８番１号
破産者　光陽産業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部